

《仮訳（要約）》

BfR 推奨基準 36-2

焼成用の紙および板紙に関する勧告

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

https://www.bfr.bund.de/en/bfr_recommendations_on_food_contact_materials-308503.html

※ 原典(10 ページ)より、食品接触材に関する箇所の概要および適用範囲を要約。
翻訳は省略。

概要：

この勧告は、焼成中に食品と接触する、あるいは食品に影響を与える紙・板紙に適用される。紙・板紙は、分解することなく、意図した加熱期間中、少なくとも 220°C の温度に耐えることができるものでなければならない（第 V 章 最終製品参照）。

本勧告が特定の製造助剤の使用を制限する限りにおいて、明示的に表面積に基づくものでない場合、与えられた限界値は乾燥繊維に基づくものである。本勧告は、紙・板紙及び食品と接触する板紙、並びに最終製品（第 V 章）の製造工程で使用される原材料（第 I 章）、製造助剤（第 II 章）、及び特殊原材料と特殊紙精製剤（第 III 章）に適用する。

さらに、紙の製造工程では、製造装置を清潔に保ち、腐食から保護するために物質が使用されるが、これらの物質については、本勧告を適用しないものとする。紙の製造者または販売者は、これらの物質について食品規制（特に規則（EU）No.1935/2004）を遵守する責任がある。

ただし、上記の用途を対象とした本勧告に記載されている物質は、2013 年以前に記載されたものである。

適用範囲：

食品・日用品・飼料法典（LFGB）セクション 2, パラグラフ 6, ナンバー 1 に記載されている商品としての焼成中に食品と接触し、または食品に作用する紙・板紙は、それらが意図した目的に適し、以下の条件にも適合している必要がある。

I. 原材料

以下の原材料を使用することができる。

繊維質材料、フィラー

II. 製造助剤

以下の製造助剤を使用することができる。

サイジング剤および繊維結合剤、沈殿・固定・パーチメント化剤、保持剤、脱水促進剤、分散剤および浮遊剤、消泡剤、除菌剤、防腐剤

III. 特殊紙精製剤

製紙精製剤としては、以下のものを使用することができる。

湿式強度剤、保湿剤、着色料と光学増白剤、食品接触面の表面改質剤

IV. 電子レンジ対応用紙・紙板（ダンボールを含む）

以下の物質も使用することができる。

保持剤、表面改質剤およびコーティング剤

V. 最終製品

製造された紙および紙板は、220°Cを超える温度での使用はできない。また、電子レンジで使用する場合には、150°Cを超える温度にしてはならない。

これらは外装に明示しなければならず、さらに製品の使用方法を適切に提供しなければならない。